

障害者活躍推進計画（石井町）

<p>機関名 (任命権者)</p>	<p>石井町長 石井町議会議長 石井町教育委員会 石井町選挙管理委員会 石井町代表監査委員 石井町農業委員会</p>
<p>計画期間</p>	<p>令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）</p>
<p>障がい者雇用に関する課題</p>	<p>石井町の各機関の正規職員については、石井町長部局からの出向により職員を配置しており、石井町長部局を除く各機関において、正規職員の募集・採用は行っていない。障がい者雇用については、石井町長部局において毎年度継続的に障がい者区分の採用枠を設けて募集を行っているが、応募が少ない状況となっている。</p> <p>非常勤職員については、石井町長部局及び石井町教育委員会において募集・採用を行っているが、正規職員と同様に、障がい者の応募は少ない状況となっている。</p>
<p>目標</p>	
<p>①採用に関する目標</p>	<p>○石井町長部局においては、計画期間内に新たに障がい者1名以上の雇用を目指す。</p> <p>○石井町教育委員会においては、雇用障がい者数が前年度を下回らないことを目標とする。</p>
<p>②定着に関する目標</p>	<p>○計画期間中に、障がい者である職員の中途離職（1年未満）が発生しないことを目指す。</p> <p>(参考)令和元年度の定着率 6か月定着率100% (全ての機関) 12か月定着率100%</p>

取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、総務課を全ての機関に所属する職員に対する相談窓口として障がい者である職員からの相談を受け付ける。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障がい等により従来の業務の遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○障がい者である職員を新たに雇用する場合には、その障がいを考慮し、各機関が連携して、遂行できる職務を選定、創出するなどして配属を行う。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○人事評価・人事ヒアリングにおいて、障がい者である職員について必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討し、過度な負担とならない範囲で必要な措置を講じる。</p> <p>○募集・採用にあたって、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○全ての機関において、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>